

## 高等学校等就学支援金の申請に関するQ&A

- Q.1 令和6年度の「市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除の額がわかりません。
- A. 支給対象かどうかわからない場合は、とりあえず申請してください。
- Q.2 神奈川県ของ費補助金はどのように申請しますか？
- A. 6月に、7月以降分の高等学校等就学支援金を申請していただく際にご案内します。  
また、同時期のご案内で、東京都にお住まいの方には東京都の授業料軽減費助成金申請に関するお知らせをします。
- Q.3 意向登録を間違えてしまいました。
- A. 登録の解除をする必要があります。事務部の就学支援金担当者までご連絡ください。
- Q.4 配偶者と別居中の場合でも、個人番号カード等の写しは2人分必要ですか？
- A. 原則として2名分の提出が必要です。ただし、DV等を原因とする別居であり、親権者の一方に接触することで危害が及ぶなど、家庭の事情によりやむを得ない場合は、1名分での提出が認められることがあります。詳細は学校にお問い合わせください。
- Q.5 現在、離婚調停中等で夫(妻)の個人番号カード等を登録できません。
- A. 親権者全員の個人番号を登録する必要があります。住民票等で確認し、登録してください。また離婚成立後、親権者の方は学校にご連絡ください。登録してある申請情報を変更する必要があります。
- Q.6 保護者(親権者)の一方に収入はありません。保護者2人分を登録する必要がありますか？
- A. 所得がないことを確認するため、必ず2人分の登録が必要です。
- Q.7 メールアドレスの登録は必要ですか？
- A. 審査が完了すると登録されたアドレスに通知が届きますが、システムからの通知で手続きを行うことはありませんので、メールアドレスの登録は必要ありません。申請に関するご案内は、学校からClassi等でお知らせしますので、必ず確認してください。
- Q.8 e-Shienに入力する課税地とは？
- A. 今回の申請においては、令和6(2024)年1月1日(申請の対象となる生徒が中学2年生のとき)に保護者が住民票を置いていた自治体です。課税地が間違っていると、県で審査をする段階で税額照会ができません。
- Q.9 離婚・死別等により保護者(親権者)が一人の場合、個人番号カード等の写しの提出は1名分でよいですか？
- A. 1名分の提出で構いません。ただし、1名分のみ提出した場合、学校からその理由を確認することがあります。
- Q.10 申請日に間に合いませんでした。今からでも申請できますか？
- A. 随時申請はできますが、月割計算での補助額になりますので、補助金が出ない月が生じる可能性があります。すぐに学校にお問い合わせください。

Q.11 保護者等情報の登録で、間違っただ生年月日を入力してしまいました。どうしたらいいですか？

A. 県が審査において各区市町村(課税地)に税額を照会する際に、生年月日が必要です。生年月日を間違っただ入力・登録してしまうと照会ができません。学校で内容を変更いたしますので、すぐにご連絡ください。

Q.12 申請手続きがきちんとできているか不安です。また申請者は申請内容をシステムで確認することができるのでしょうか？

A. 申請手続きができているかどうかを確認したい場合は、e-Shien にログイン後、「認定状況」の「審査状況」が「審査中」となっていれば、提出が完了しています。また、申請者は申請後、システムを利用して審査結果(認定・不認定)などを確認出来ます。(補助される金額がわかるわけではありません。)

Q.13 配付されたパスワードを忘れた場合や紛失した場合はどうしたらいいのでしょうか？

A. 初期化(再発行)が可能です。学校にご連絡ください。

Q.14 確定申告をしておらず、税額が確認できません。申請できますか？

A. 正確な申告に基づく課税がされていないと、神奈川県で所得審査を行うことができません。学校に連絡するとともに、早急に確定申告を行ってください。

Q.15 年度途中で税の修正申告が必要となりました。どうすればいいですか？

A. 課税額が変わると補助金額も変わることがあります。増額・減額いずれの修正申告を行う場合でも、すぐに学校にご連絡をください。また修正手続きが完了した後は、更生通知書等を受け取った日から15日以内に申請手続きを行ってください。

Q.16 父親が海外に単身赴任しており、母親は日本に居住しています。この場合、母親の個人番号の登録だけでよいですか？

A. 令和6(2024)年1月1日時点で父親が海外赴任している場合は、母親の個人番号カード等の写しだけを提出してください。ただし、その後帰国しており現在日本に在住している等の場合は、あらかじめ2名分を登録されることをお勧めします。

※ 補足

保護者の一方が海外赴任の場合、国内に在住する親権者が所得要件を満たしていれば、基本額(118,800円/年)のみ支給されますが、加算はありません。また、双方が海外赴任の場合は、基本額(118,800円/年)のみ支給されます。

その他、ご不明なことがありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先：桐蔭学園 事務部

就学支援金担当 (TEL045-971-1411)